

保全地域におけるテレビ、映画等の撮影について

近年、保全地域では、自然体験活動など都民による活用が多くなってきており、あわせてテレビや映画撮影も多く行なわれるようになってきている。

テレビや映画等の撮影・放映は、保全地域やその自然環境を広く知ってもらうことができ、普及啓発を進めるにあたっても非常に有益なことである。

しかしながら、次のような問題も予想される。

- ・ 撮影自体が自然環境に影響を与える可能性がある。
- ・ 貴重動植物情報の流出により、盗掘等が助長される恐れがある。
- ・ 地域内は私有地も多いが、見分けがつきにくく、私有地で撮影を行なう恐れがある。

過去、実際に私有地において、地権者に無断で撮影してしまい、トラブルを起こした事例がある。

そこで、保全地域におけるテレビ、映画等の撮影については、次のように取り扱うこととする。

自然体験活動に従った処理

自然体験活動計画書等の提出 私有地のみ関与。撮影方法、内容等によっては制限をすることがある。

撮影当日は都職員（もしくは地元市役所職員）が原則立ち会うこととする。

撮影料は徴収しない。

クレジットとして「東京都多摩環境事務所」と記載してもらう。